

空き家を購入された方へ

定住促進空き家利活用改修等補助金について

【対象要件】

- 砺波市空き家情報バンクに登録されている物件を、宅建業者の仲介により購入したこと
- 当該空き家の住所に住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思があること
- 市内業者による改修等であること（倉庫、車庫や外構に係る工事等は対象外）
- 売買契約日から1年以内であること
- 世帯員全員に市税等の滞納がないこと
- 申請者（同居人含む）および申請物件が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- 住宅取得支援補助金、三世帯同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けていないこと

【補助金額】 ①と②のいずれか低い金額

①基本額と加算額の合計額で、補助上限額を限度とする。

②対象経費に補助率を乗じた額

〈基本額、補助上限額および補助率〉

区分	基本額	補助上限額	補助率
三世帯同居	257.3万円	287.3万円	3/4
三世帯近居	157.3万円	187.3万円	3/4
上記以外	107.3万円	137.3万円	1/2

〈加算額〉

区分	要件	加算額
GX加算	次のいずれかの交付を受けていること ①みらいエコ住宅事業 ②戸建住宅ZEH化等支援事業 ③先進的窓リノベ事業 ④給湯省エネ事業	10万円
散居景観加算	次のいずれかに該当すること ①申請に係る住宅の敷地内にカイニヨを有し、申請後5年以上管理していくこと（本補助金では、高さ3m以上の屋敷林が5本以上あることを要件とします。） ②申請に係る住宅がアズマダチまたはマエナガレ様式であること	10万円
子育て加算	申請時に中学生までの子がいること	10万円

〈問合せ先〉 砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp

申請の流れ

